

令和4年度における徳島市個人情報保護条例（平成17年徳島市条例第1号）の運用状況を次のとおり公表します。

令和5年6月30日

徳島市長 内 藤 佐和子

### 令和4年度における徳島市個人情報保護条例の運用状況

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における徳島市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の規定に基づく保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数、決定の状況並びに当該決定についての行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による不服申立ての件数は、次のとおりでした。

#### 1 条例第15条の規定に基づく開示請求に係る運用状況

実施機関名	請求件数	決定の状況				不服申立ての件数
		全部開示決定件数	部分開示決定件数	不開示決定件数	その他	
市長	34	13	13	8		
教育委員会	1	1				
選挙管理委員会	8	1	4	3		
公平委員会						
監査委員						
農業委員会						
固定資産評価審査委員会						
公営企業管理者（上下水道局）						
公営企業管理者（交通局）						
公営企業管理者（病院局）						
消防長	3	1	2			
議会						
計	46	16	19	11		

- 備考 1 「請求件数」は、開示、部分開示又は不開示の決定がなされた請求の件数及び取り下げられた請求の件数の合計であり、受け付けた請求書の数とは必ずしも一致しません。
- 2 「不開示決定」には、文書を保有していないとき又は文書の存否を明らかにしないで請求を拒否するときに行う不開示決定を含みます。
- 3 「その他」は、却下した請求の件数及び取り下げられた請求の件数の合計です。

#### 2 その他の請求に係る運用状況

条例第25条第1項の規定による開示請求、条例第29条第1項の規定による訂正請求及び条例第36条第1項の規定による利用停止請求はありませんでした。

以上